

第9章 雜 則

第30条 他の制度との調整等

第30条 法令等に保有個人情報の閲覧若しくは縦覧若しくは謄本、抄本その他の写し等の交付（東京都事務手数料条例（昭和24年東京都条例第30号）第2条第11号に規定する謄本若しくは抄本の交付又は同条第12号に規定する閲覧を含む。）、訂正又は利用の停止等について規定されている場合は、その定めるところによる。

- 2 保有個人情報に係る本人からの開示請求については、この条例によるものとし、情報公開条例は、適用しない。
- 3 特定個人情報保護条例第2条第8項に規定する保有特定個人情報に係る本人からの開示請求については、この条例は適用しない。
- 4 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。
 - 一 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
 - 二 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
 - 三 東京都統計調査条例（昭和32年東京都条例第15号）第2条第2項に規定する都統計調査のうち、東京都公安委員会が行ったものに係る調査票情報（同条例第9条に規定する調査票情報をいう。）に含まれる個人情報
- 5 この条例は、図書館等において閲覧に供され、又は貸し出される図書、資料、刊行物等（以下「図書等」という。）に記録されている個人に関する情報と同一の個人情報（同一図書等に記録されている状態又はこれと同様の状態にあるものに限る。）については、適用しない。

趣 旨

- 1 第1項は、法令等に保有個人情報の閲覧若しくは縦覧若しくは謄本、抄本その他の写し等の交付、訂正又は利用の停止等の制度がある場合の調整について規定したものである。
- 2 一般的な公文書と異なり、独自の完結した体系的な開示の制度の下にある文書について認証のない写しの交付を認めることは、これらの文書に係る制度の趣旨を損なうことから、国においては、これらの文書については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関法」という。）に基づく開示の規定を適用除外とする措置を講じており、条例においても同様の趣旨から適用除外とすることとした。
- 3 他の法令等の規定により、閲覧若しくは縦覧若しくは謄本、抄本その他の写し等の交付、訂正又は利用の停止等を行う主体には、当該実施機関のみならず、他の実施機関、国の行政機関、独立行政法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人その他の主体も含まれる。「その他の写し等の交付」の「等」とは、他の法令等の規定により交付される証明書など

をいう。

4 第2項は、情報公開条例との調整を規定したものである。

5 第3項は、特定個人情報保護条例との調整について規定したものである。

特定個人情報の保護については、特定個人情報保護条例第1条第2項において、原則として同条例の定めるところによることとされており、保有特定個人情報に係る本人からの開示請求等については、同条例第26条以下で定められていることから、この条例を適用しないこととしたものである。

6 第4項は、統計法（平成19年法律第53号）及び東京都統計調査条例（昭和32年東京都条例第15号）（以下「統計法等」という。）において所要の措置を講ずるとされている統計調査等に係る個人情報との調整について規定したものである。

統計法等に基づく統計調査等に係る個人情報については、統計処理され、個人が識別されない形で使用されることが前提とされていること及び統計法等において秘密保持等の仕組みが存在し、厳しい管理の下に運用されるものであることなどから、条例を適用しないこととしたものである。

7 第5項は、図書館等で閲覧に供され、又は貸し出される図書、資料、刊行物等（以下「図書等」という。）に記録されている個人に関する情報と同一の個人情報を実施機関が保有する場合の調整について規定したものである。

既に公刊されているなど、都民が図書館等において自由に閲覧又は縦覧できる個人に関する情報と同一の個人情報については、この条例による開示の必要がないことなどから、この条例を適用しないこととしたものである。

「これと同様の状態」とは、図書等の複写物に記録された状態をいう。

運用

図書館等で閲覧に供され、又は貸し出される図書等と同じ物を実施機関が管理する場合、その管理する図書等に記録されている状態等の個人情報については、この条例を適用しないものである。

第30条の2 適用除外等

第30条の2 法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章の規定を適用しないとされている個人情報については、第5章の規定は適用しない。

趣 旨

本条は、行政機関法及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第61号）で、行政機関法第4章の規定を適用しないとされている個人情報については、条例第5章（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等）の規定は適用しないことを定めたものである。

運 用

1 本条に該当するものとして次のようなものがある。

（1）行政機関法第45条に規定する「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）」

これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報等を含んでおり、開示請求の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者等の立場で留置施設等の刑事収容施設に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからである。例えば、雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容をチェックする目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合などが想定される。

（2）漁業法（昭和24年法律第267号）第50条第4項に規定する「免許漁業原簿に記録されている保有個人情報」

（3）刑事訴訟法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」

2 「訴訟に関する書類及び押収物」については、刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものをいう。

第31条 国及び地方公共団体との協力

第31条 知事は、個人情報の保護を図るため、国及び他の地方公共団体等と協力するものとする。

趣旨

- 1 本条は、個人情報の保護を図るため、国及び他の地方公共団体等と協力するものとする旨規定したものである。
- 2 個人情報の保護の徹底は、東京都、都民、事業者それぞれの努力だけで足りるものではない。

例えば、個人情報が、都の区域を越えて利用されるなどの場合があるが、このような場合、国における広域的な措置が求められるとともに、国や他の地方公共団体の協力を得ることによって、はじめて真に総合的な保護が図られることになる。

また、個人情報保護法第14条には、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、国及び地方公共団体が相互に協力すべき旨が規定されている。

このため、知事は、個人情報の保護を図るため、国や他の地方公共団体と連携協力することを定めたものである。

運用

協力の内容としては、事業者が都の区域を超えて活動している場合等において、事業者の事業活動を把握するために、必要な情報を交換することや、苦情相談の事例から得られる知見を共有することなどがこれに当たる。

第32条 運用状況の公表

第32条 知事は、毎年1回各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

趣 旨

- 1 本条は、個人情報保護制度の運用状況の公表に関する知事の責務を定めたものである。
- 2 都の個人情報保護制度の運用状況を都民に明らかにして透明性を高めることによって、個人情報保護制度の適正な運用を確保するものである。

運 用

- 1 知事は、毎年1回、各実施機関における個人情報保護制度の運用状況をとりまとめ、インターネットを利用する方法等によって公表するものとする。
- 2 公表する事項としては、保有個人情報取扱事務の届出件数、収集、目的外利用・目的外提供の状況、保有個人情報の開示・訂正・利用停止の請求件数、請求に対する開示・非開示件数、請求に対する訂正・非訂正件数、審査請求件数及びその処理状況、苦情の処理の状況などをとする。

第33条 委任

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、都規則等で定める。

趣 旨

本条は、この条例を施行するに際して必要な事項を各実施機関がそれぞれ規則等により定めることとしたものである。

運 用

都民にとっては、各実施機関が定める内容は、統一性があることが望ましい。このため、この条例の施行に関し必要な事項を定め、又は変更しようとするとときは、相互に十分連絡調整を行うものとする。

関係規則・要綱

【知事が保有する個人情報の保護等に関する規則】

(調整)

第16条 個人情報保護制度の実施について必要な調整は、生活文化局長が行う。